

《令和元年10月1日から改定する使用料の額》

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、光市都市公園条例に掲げる使用料を下記のとおり改定します。

なお、下記の表は、今回改定する使用料です。施設の使用料については、各施設にお問い合わせください。

記

●都市公園の占用に係る使用料

新	旧
<p>(入園料及び使用料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>3 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項の占用の許可を受けた者は、別表第2の使用料(算出した額が10円に満たない場合にあつては、10円とする。)を納付しなければならない。ただし、公園を占用する期間が1月未満の使用料は、使用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	<p>(入園料及び使用料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>3 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項の占用の許可を受けた者は、別表第2の使用料(算出した額が10円に満たない場合にあつては、10円とする。)を納付しなければならない。ただし、公園を占用する期間が1月未満の使用料は、使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。</p>

※都市公園法第5条、6条関係条文及び光市都市公園条例別表第2は《参考》を参照

●冠山総合公園レストラン棟等に係る使用料

施設	単位	使用料(円)	
		新	旧
ア 冠山総合公園レストラン棟	月額	198,000	194,400
イ 冠山総合公園休憩棟内売店	月額	33,000	32,400
ウ 光スポーツ公園管理棟内食堂	月額	20,950	20,570

●都市公園における行為に係る使用料

行為の種類	単位	使用料 (円)	
		新	旧
業として行う映画の撮影	1日につき	1,330	1,310

●光スポーツ公園等における公園施設の使用料

公園名	有料公園施設等		単位	使用料 (円)	
				新	旧
光スポーツ公園	夜間照明設備		1面30分当たり	1,400	1,370
	管理棟	和室	1時間当たり	520	510
		冷暖房料	1時間当たり	260	250
わかば公園	夜間照明設備		1面30分当たり	1,400	1,370
冠山総合公園	研修棟	研修室	1時間当たり	530	520
	イベント広場		1時間当たり	1,400	1,370
	オートキャンプ場	1区画	宿泊(1泊)	5,230	5,140
			日帰り	2,090	2,050
延長使用の場合 1時間当たり			310	300	

●大和総合運動公園における公園施設の使用料

ア 専用（大和総合運動公園の施設の全部又は一部を一定時間専用すること。）による  
場合

(ア) 大会、行事、講習会、教室等による使用

1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

公園名	施設名	区分		単 位	使用料（円）					
					専用使用料					
					新			旧		
					(1)ア マチュ アスポ ーツ及 び文化 行事	(2)そ の他	(3)営 利営業 目的の もの	(1)ア マチュ アスポ ーツ及 び文化 行事	(2)そ の他	(3)営 利営業 目的の もの
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	アリーナ	全面	1 時 間 当 た り	980	1,960	4,900	960	1,920	4,800
			半面		490	980	2,450	480	960	2,400
		ホール			2,470	4,940	24,700	2,420	4,840	24,200
		柔剣道場	全面		500	1,000	2,500	480	960	2,400
			半面		250	500	1,250	240	480	1,200
	ゲートボールコート	1面			120	240	600	110	220	550

2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合

公園名	施設名	区分		単位	使用料（円）					
					専用使用料					
					新			旧		
					(1)アマチュアスポーツ及び文化行事	(2)その他	(3)営利営業目的のもの	(1)アマチュアスポーツ及び文化行事	(2)その他	(3)営利営業目的のもの
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	アリーナ	全面	1時間当たり	1,960	3,920	9,800	1,920	3,840	9,600
			半面		980	1,960	4,900	960	1,920	4,800
		ホール			4,940	9,880	49,400	4,840	9,680	48,400
		柔剣道場	全面		1,000	2,000	5,000	960	1,920	4,800
			半面		500	1,000	2,500	480	960	2,400
	ゲートボールコート	1面			240	480	1,200	220	440	1,100

(イ) コートによる使用

公園名	施設名	区分	種目	単位	使用料 (円)	
					新	旧
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	アリーナ	バスケットボール	1コート	490	480
			バレーボール	1時間	490	480
			ドッジボール	当たり	490	480
			バドミントン		180	170
			インディアカ		180	170
			ソフトバレーボール		180	170
			バウンドテニス		180	170

●冠山総合公園オートキャンプ場における施設器具の使用料

施設器具名	単位	使用料 (円)	
		新	旧
テント	1式	3,630	3,570
タープ	1式	1,210	1,190
ランタン	1個	600	590
テーブル	1式	1,210	1,190
パラソル	1式	600	590
イス	1脚	600	590
調理鍋セット	1式	600	590
ダッチオーブン	1個	600	590
調理器具セット	1式	600	590
はんごう	1個	240	230
バーベキューコンロ	1式	1,210	1,190
携帯用コンロ	1式	1,210	1,190

電気炊飯器	1式	1,210	1,190
コードリール	1個	360	350

●大和総合運動公園における附属設備の使用料

施設名	附属設備の種別	単位	使用料（円）	
			新	旧
大和スポーツセンター	空調設備			
	暖房設備(アリーナ、ホール)	1時間	7,400	7,270
	冷房設備(アリーナ、ホール)	1時間	8,640	8,480
	音響機器			
	CDプレーヤー	1回1台	490	480
	16mm映写機	1回1台	5,550	5,450
	アナウンスマイクロフォン	1回1本	60	50
	プロジェクター(アンプ含む。)	1回1式	1,220	1,200
	照明器具			
	ボーダーライト	1回1式	2,450	2,410
	作業灯(ボーダーライトを使用しない場合)	1回1式	810	790
	第1サスペンションライト	1回1式	4,010	3,940
	第2サスペンションライト	1回1式	4,010	3,940
	アッパーホリゾンライト	1回1式	2,450	2,410
	シーリングスポットライト	1回1式	3,690	3,630
	センターピンスポットライト	1回1台	4,930	4,840
	ダウンライト	1回1式	550	540
	その他			
	電動椅子	1回	6,910	6,780
	多目的グラウンド	夜間照明設備		
区分		照明の程度	単位	新 旧

	4塔点灯	一般競技	30分	3,640	3,580
		レクリエーション	30分	2,520	2,470
	軟式野球 (1面当たり)	一般競技	30分	2,520	2,470
		レクリエーション	30分	1,840	1,800
	ソフトボール (1面当たり)	一般競技	30分	1,050	1,030
		レクリエーション	30分	670	660
	陸上競技	一般競技	30分	2,450	2,410
		レクリエーション	30分	1,720	1,690
	サッカー	一般競技	30分	1,970	1,940
		レクリエーション	30分	1,480	1,450
	テニス コート	音響機器			
		CDプレーヤー	1回1台	490	480

《お問合せ先》

施設	問合せ	電話番号
光スポーツ公園	光スポーツ公園	72-2334
大和総合運動公園	大和総合運動公園 体育課	(0820)48-5500 74-3605
冠山総合公園	冠山総合公園	74-3311
オートキャンプ場	オートキャンプ場	74-3330
わかば公園 その他	都市政策課公園緑地係	72-1582

《参考》

【都市公園法】

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）

以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

【光市都市公園条例別表第2】

2 公園を占用する場合の使用料

占用物件名		単位	使用料（円）
電柱、電話柱、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これに類する工作物	電柱（第2種）	1本につき1年	660
	電話柱（第1種）	〃	390
	その他柱類	〃	39
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	770



	郵便差出箱	〃	320
	広告塔及び看板	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	送電塔	面積1平方メートルにつき1年	770
	その他のもの	長さ1メートルにつき1年	4
		面積1平方メートルにつき1年	770
地下埋設物	外径15センチメートル未満	長さ1メートルにつき1年	35
	外径15センチメートル以上	〃	46
露店、商品置場その他これに類するもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日	19
	その他のもの	面積1平方メートルにつき1月	190
その他の占用	別に市長が定める		

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートルとし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとし、その長さに1メートル未満の端数があるときは、その端数は1メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間が年を単位としているものは、その期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その満たない期間

又はその端数期間の使用料は、月割りによって計算する。

3 使用料の額を算出する基礎となる期間が月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない期間又はその端数期間の使用料は、日割りによって計算する。

4 使用料の額を算出する基礎となる期間が日を単位としているものは、その期間が1日に満たないときは1日とし、その期間に1日未満の端数があるときは、その端数は1日として計算する。